

大津市患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指導基準（第3条―第16条）

第3章 認定基準（第17条―第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、大津市消防局管内における患者等搬送事業者に対して必要な指導を行うとともに、基準に適合する患者等搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 寝たきりの者、車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び傷病者をいう。
- (2) 患者等搬送用自動車 患者等を医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等に送迎するために必要な構造又は設備を備えた自動車をいう。
- (3) 患者等搬送用自動車（車椅子専用） 患者等搬送用自動車のうち、車椅子のみを固定できる自動車をいう。
- (4) 患者等搬送事業 患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）を使用し、患者等を搬送する事業をいう。
- (5) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (6) 認定事業者 第17条による認定を受けた患者等搬送事業者をいう。

第2章 指導基準

（患者等搬送事業の基本原則）

第3条 患者等搬送事業者が遵守しなければならない基本原則は、次に掲げるところによる。

- (1) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。
- (2) 患者等搬送事業者は、緊急性のない患者等を搬送対象とすること。
- (3) 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。

（消防機関との連携）

第4条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、患者等の所在する場所、状態、既往症、かかりつけの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請

すること。ただし、第 1 号に該当する場合は、乗務員を患者等の所在する場所に派遣しなければならない。

- (1) 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関への搬送が必要である場合。
- (2) 患者等から依頼された場所に到着した時点において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合。
- (3) 患者等を搬送している途上において、緊急に医療機関に搬送する必要性が生じた場合。
(乗務員の要件)

第 5 条 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業の乗務員（以下「乗務員」という。）及び車椅子のみ固定できる自動車による患者等搬送事業の乗務員（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は、満 18 歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (1) 別記第 1 に掲げる患者等搬送乗務員適任者講習を修了した者。
- (2) 別記第 2 に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者。
(患者等搬送乗務員適任証の交付)

第 6 条 消防局長は、前条における各号のいずれかに該当する者に対して、次の各号に定める患者等搬送乗務員適任証（以下「適任証」という。）を交付する。

- (1) 乗務員に対しては、別記様式第 1 号に定める適任証を交付する。
- (2) 乗務員（車椅子専用）に対しては、別記様式第 2 号に定める適任証（車椅子専用）を交付する。

2 適任証及び適任証（車椅子専用）の有効期間は、交付日から 2 年間とする。ただし、第 8 条で定める定期講習を受講した者は更に 2 年間有効とし、それ以降も同様とする。
(適任証の携帯)

第 7 条 乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証又は適任証（車椅子専用）を携帯すること。
(定期講習)

第 8 条 患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、適任証又は適任証（車椅子専用）の交付を受けた乗務員に対して、2 年間に 1 回以上別記第 3 に掲げる定期講習を受講させること。
(運行体制)

第 9 条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車 1 台につき 2 名以上の乗務員を持って業務を行わせること。ただし、退院等を目的とした運行をする場合又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を 1 名にすることができる。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）については、1 台につき 1 名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合は、医師等を同乗させるか、乗務員又は乗務員（車椅子専用）を合わせて 2 名以上とすること。

(患者等搬送用自動車の要件)

第 10 条 患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房装置を有するものであること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) ストレッチャー及び車椅子等を確実に固定できる構造であること。
- (5) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房装置を有するものであること。
- (3) 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- (6) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(車両の外観)

第 11 条 患者等搬送用自動車は、救急自動車と紛らわしい外観を呈しないように別記第 4 に示す装備及び明示を行わないこと。

(積載資器材)

第 12 条 患者等搬送用自動車には、別記第 5 に掲げる資器材、患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、別記第 6 に掲げる資器材を積載すること。

(消毒)

第 13 条 患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材の消毒は、次の各号のとおり実施すること。

- (1) 定期の消毒は、毎月 1 回以上実施すること。
- (2) 患者等搬送自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材を使用したときは、毎回実施すること。
- (3) 医師等から特別な指示があった場合は、その指示に基づき実施すること。

(衛生及び安全管理)

第 14 条 患者等搬送用自動車、患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材については、点検整備を確実に行之、清潔保持に努めること。

2 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔保持に努めること。

(業務記録)

第 15 条 患者等搬送事業者は、消防局が指導基準の履行状況を確認できるよう、搬送業務を行う度に乗務員氏名及び内容がわかる業務記録を作成し保管すること。

(事業内容)

第 16 条 患者等搬送事業者は、パンフレット等の事業内容に、救急隊と同等の活動ができると誤認させるおそれのある表示をしないこと。

第 3 章 認定基準

(患者等搬送事業の認定)

第 17 条 消防局長は、前章に規定する指導基準に適合する患者等搬送事業者に対して、患者等搬送事業の認定（以下「認定」という。）を行うことができる。

(認定対象事業者)

第 18 条 認定対象となる患者等搬送事業者は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に定める次の者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第 19 条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定申請書（様式第 1 号）に乗務員名簿（様式第 2 号）及び患者等搬送用自動車届（様式第 3 号）を添付して提出し、消防局長に申請するものとする。

(認定の審査)

第 20 条 消防局長は、前条に規定する申請があったときは、別記第 7 に示す認定審査基準表により審査を行うものとする。

2 消防局長は、前項に規定する審査の結果、認定しない場合は、その理由を付して患者等搬送事業者に通知するものとする。

(認定マークの交付)

第 21 条 消防局長は、認定審査基準に適合した患者等搬送事業者（以下「認定事業者」という。）に対し別図 1（車椅子専用の場合は別図 3）に示す患者等搬送事業者認定マーク（以下、「事業者認定マーク」という。）及び別図 2（車椅子専用の場合は別図 4）に示す患者等搬送用自動車認定マーク（以下「自動車認定マーク」という。）を交付するものとする。

(認定有効期間)

第 22 条 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して 5 年とする。

(認定の更新)

第 23 条 認定事業者は、認定の有効期間満了後も引き続き認定の更新を受けようとするときは、患者等搬送事業認定更新申請書（様式第 4 号）を提出し、消防局長に申請するものとする。

2 更新の手続きは、認定時の手続きを準用するものとする。

(事業内容の変更)

第 24 条 認定事業者は、患者等搬送事業の内容を変更する場合は、速やかに患者等搬送事業変更届出書(様式第 5 号)を提出し、消防局長に届け出るものとする。

(認定マークの再交付)

第 25 条 認定事業者は、事業者認定マーク又は自動車認定マークを亡失し、又は滅失したときは、速やかに患者等搬送事業者認定マーク等再交付申請書(様式第 6 号)を提出し、再交付を受けるものとする。

(事業の休止等)

第 26 条 認定事業者は、患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき、若しくは認定を辞退するときは、患者等搬送事業(休止・廃止・認定辞退)届出書(様式第 7 号)を提出し、消防局長に届け出るものとする。

(認定の失効)

第 27 条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定の効力を失うものとする。

- (1) 第 18 条に規定する認定の対象に該当しなくなったとき。
- (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定事業者の責務)

第 28 条 認定業者は、指導基準を誠実に履行しなければならない。

2 認定事業者は、事業に関し消防局長から求めがあったときは、消防局長に報告するものとする。

3 認定事業者は、患者等搬送業務実施中、搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させたときは、事故発生報告書(様式第 8 号)により消防局長に報告するものとする。

(認定事業者の調査)

第 29 条 消防局長は、年 1 回以上認定事業者に対し、指導基準の履行状況等について別記第 8 に示す調査基準表により調査するものとする。

(認定の取り消し)

第 30 条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定業者が指導基準を遵守しないとき。
 - (2) 業務の遂行にあたって、重大な事故を発生させたとき。
 - (3) その他、認定を継続することが不相当と判断される時。
- 2 前項の規定により認定を取り消された認定事業者は、速やかに事業者認定マーク及び自動車認定マークを返納しなければならない。

第 4 章 雑則

(滋賀県への報告)

第 31 条 消防局長は、患者等搬送事業者を認定した場合は、患者搬送事業者の認定について（別記様式）により滋賀県に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

別記第 1

患者等搬送乗務員適任者講習

1 消防機関の行う講習

課目 \ 対象	ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車の乗務員	車椅子のみを固定できる自動車の乗務員
総論	1 時間	1 時間
観察要領及び応急措置 (普通救命講習Ⅱと同等の内容を含む)	1 3 時間	9 時間
体位管理要領	2 時間	1 時間
消防機関との連携要領	2 時間	2 時間
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2 時間	1 時間
搬送法	2 時間	1 時間
修了考査	2 時間	1 時間
合計	2 4 時間	1 6 時間

* 課目の 1 時間は 45 分とする。

2 講師

上記に掲げる講習の講師は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 救急隊長として 3 年以上の実務経験を有する者で消防局長が認めた者
- (2) 消防大学校の救急科課程の修了者で消防局長が認めた者
- (3) 消防学校の救急科課程の教官として 2 年以上の経験を有する者で、消防局長が認めた者

3 修了考査実施基準

修了考査は次の内容とし、80点以上を以て合格とする。

区 分	課 目	配 点
実 技	観察要領及び応急処置	60点
筆 記	消防機関との連携要領	20点
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点
	合 計	100点

別記第2

消防機関の行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者

1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程の修了者
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習の受講者で、資格の有効期間内である者（ただし、消防機関の行う適任者講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること）
3	上記1及び2に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防局長が認めた者

* 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習とは、救急員養成講習をいう。

別記第3

患者等搬送乗務員定期講習

課 目	時 間
観察要領及び応急措置	2 時間
体位管理要領	1 時間
合 計	3 時間

* 課目の1時間は45分とする。

* 講師は「患者等搬送乗務員適任者講習」と同様とする。

別記第4

患者等搬送用自動車外観禁止事項

1	サイレンの装備
2	赤色警告灯の装備
3	救急隊及び救急車等の明示（日本語に限らない）
4	緊急サービス等の明示（日本語に限らない）
5	フロントグリル等に消防章（消防マーク）を掲げないこと

別記第5

患者等搬送用自動車積載資器材

項 目	資器材名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ポケットマスク
保温用等資器材	敷物 保温用毛布 担架 枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計等 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別記第6

患者等搬送用自動車（車椅子専用）積載資器材

項 目	資器材名
呼吸管理用資器材	※バッグバルブマスク ポケットマスク
保温用等資器材	※敷物 保温用毛布 担架 ※枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計等 ※AED

「※」は任意の積載とする。

別記第7

患者等搬送事業認定審査基準表

事業所名 _____

所在地 _____ 電話 (_____) _____

管理責任者・職氏名 _____

自動車の形態 患者等搬送用自動車 患者等搬送用自動車(車椅子専用)

	審査項目	判定	不適内容
1	乗務員の資格要件	適・不適	
2	1台あたりの乗務体制	適・不適	
3	緩衝装置	適・不適	
4	換気及び冷暖房装置	適・不適	
5	室内のスペース	適・不適	
6	ストレッチャー又は車椅子の固定	適・不適	
7	乗降を容易にする装置※	適・不適	
8	通信、連絡装置	適・不適	
9	車両の外観	適・不適	
10	積載資器材	適・不適	
11	車両・資器材の消毒体制	適・不適	
12	乗務員の服装	適・不適	
13	パンフレット等の表示	適・不適	
14	事業の許可状況	適・不適	
備考			

「※」は車椅子専用のみ。

別記第8

患者等搬送事業調査基準表

事業所名 _____

所在地 _____ 電話 (_____) _____

管理責任者・職氏名 _____

自動車の形態 患者等搬送用自動車 患者等搬送用自動車(車椅子専用)

	審査項目	判定	不適内容
1	乗務員の資格要件 <記録確認>	適・不適	
2	1台あたりの乗務体制 <記録確認>	適・不適	
3	緩衝装置	適・不適	
4	換気及び冷暖房装置	適・不適	
5	室内のスペース	適・不適	
6	ストレッチャー又は車椅子の固定	適・不適	
7	乗降を容易にする装置※	適・不適	
8	通信、連絡装置	適・不適	
9	車両の外観	適・不適	
10	積載資器材	適・不適	
11	車両・資器材の消毒体制 <記録確認>	適・不適	
12	乗務員の服装	適・不適	
13	パンフレット等の表示	適・不適	
14	事業の許可状況	適・不適	
備考			

「※」は車椅子専用のみ。

別記様式第1号

患者等搬送乗務員適任証

表紙(裏)

(表)

<p>※ 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="text-align: center;">  <p>患者等搬送乗務員 適任証</p> <p>大津市消防局</p> </div>
-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

182mm

55mm

(注) 地色は水色とし、文字は黒色とする。

内側(第1面)

(第2面)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(ふりがな)</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>本籍地</p> <p style="text-align: right;">都道府県</p> <p>年 月 日交付</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content;"> <p>写真</p> <p style="text-align: center;">30 mm</p> <p style="text-align: center;">40 mm</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content;"> <p>スタンプ</p> <p>大津市消防局</p> </div> <p>上記の者は、患者等搬送乗務員に適することを証する。</p> <p style="text-align: center;">大津市消防局長</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">再講習受講欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	再講習受講欄				年 月 日	実施本部	年 月 日	実施本部																								
再講習受講欄																																	
年 月 日	実施本部	年 月 日	実施本部																														

182mm


55mm

別記様式第2号

患者等搬送乗務員適任証 (車椅子専用)

表紙 (裏)

(表)

<p>※ 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <div style="text-align: center;">  <p>患者等搬送乗務員 適任証 (車椅子専用)</p> <p>大津市消防局</p> </div>
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

182mm

55mm

(注) 地色はピンク色とし、文字は黒色とする。

内側(第1面)

(第2面)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(ふりがな)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">本籍地</p> <p style="text-align: center;">都道府県</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 30px; height: 40px; margin-right: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 8px;">写真</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>スタンプ</p> <p>大津市消防局</p> </div> </div> <p>上記の者は、患者等搬送乗務員 (車椅子専用) に適することを証する。</p> <p style="text-align: right;">大津市消防局長</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">再講習受講欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	再講習受講欄				年 月 日	実施本部	年 月 日	実施本部																								
再講習受講欄																																	
年 月 日	実施本部	年 月 日	実施本部																														

182mm

55mm

別図1

患者等搬送事業者認定マーク



- 地…緑色、文字…黒色、マーク…金色
- 横 23.7 cm、縦 36 cm

別図2

患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面であって運転手の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 地—緑色、文字—黒色、マーク—金色
- 直径—9 cm

別図3

患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）



- 地・・・ピンク色、文字・・・黒色、マーク・・・金色
- 横 23.7cm、縦 36cm

別図4

患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）



患者等搬送用自動車認定マーク(車椅子専用)は、自動車後面であって運転手の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 地一ピンク色、文字一黒色、マーク一金色
- 直径一9cm

様式第1号

患者等搬送事業認定申請書

年 月 日

大津市消防局長 様

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

連絡先 _____

所在地	電話 () -
名称	
管理責任者・職氏名	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 患者等搬送事業 <input type="checkbox"/> 患者等搬送事業(車椅子専用)
添付書類	1 認定対象となる事業免許等の写し 2 事業案内 (写し可) 3 患者等搬送乗務員適任証の写し

受付欄	経過欄

様式第2号

乗 務 員 名 簿

事業所の名称						
所在地						
管理者・職氏名						
番号	氏名	生年月日	乗 務 員 適 任 証			
			適任証番号	交付年月日	再講習日	備考
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				

※ 備考欄に患者等搬送用自動車乗務員の場合は「○」、患者等搬送用自動車乗務員(車椅子専用)の場合は「◎」を付けること。

様式第3号

患者等搬送用自動車届

事業所の名称			
種類	<input type="checkbox"/> 寝台車 <input type="checkbox"/> 車椅子・寝台兼用車 <input type="checkbox"/> 車椅子専用車		
車両への収容方法	<input type="checkbox"/> ストレッチャー <input type="checkbox"/> リフト <input type="checkbox"/> スロープ		
車種		塗色	
車両番号		定員	
冷房装置		暖房装置	
換気装置		ストレッチャーの患者用固定ベルト	
ストレッチャーの固定装置		車椅子の固定装置	
緊急連絡に必要な装置		ストレッチャー、車椅子の収容台数	
ストレッチャー	長さ	幅	高さ
消毒票の位置			
積載資器材			
品名	数量	品名	数量

※認定を申請する車両ごとに作成すること。

車両写真添付

(前面)

(後面)

車両写真添付

(右側面)

(左側面)

様式第4号

患者等搬送事業認定更新申請書

年 月 日

大津市消防局長 様

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

連絡先 _____

所在地	電話 () -
名称	
管理責任者・職氏名	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 患者等搬送事業 <input type="checkbox"/> 患者等搬送事業(車椅子専用)
添付書類	1 認定対象となる事業免許等の写し 2 事業案内 (写し可) 3 患者等搬送乗務員適任証の写し

受付欄	経過欄

様式第6号

患者等搬送事業者認定マーク等再交付申請書

年 月 日

大津市消防局長 様

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

連絡先 _____

種別 患者等搬送事業 患者等搬送事業(車椅子専用)

所在地	電話 () -
名称	
管理責任者・職氏名	
種別	<input type="checkbox"/> 患者等搬送事業者認定マーク <input type="checkbox"/> 患者等搬送事業者認定マーク (車椅子専用) <input type="checkbox"/> 患者等搬送自動車認定マーク <input type="checkbox"/> 患者等搬送自動車認定マーク (車椅子専用)
再交付理由	

受付欄	経過欄

様式第7号

患者等搬送事業（休止・廃止・認定辞退）届出書

年 月 日

大津市消防局長 様

届出者氏名 _____

届出者住所 _____

連絡先 _____

種 別 患者等搬送事業 患者等搬送事業(車椅子専用)

所在地	電話 () -
名称	
管理責任者・職氏名	
内容	1 一部休止（休止内容がわかる書類が必要） 2 全面休止 3 廃止 4 認定辞退

受付欄	経過欄

様式第8号

事故発生報告書（患者等搬送事業関係）

年 月 日

大津市消防局長 様

報告者氏名 _____

報告者住所 _____

連絡先 _____

種 別 患者等搬送事業 患者等搬送事業(車椅子専用)

所在地	電話 () -
名称	
事故内容	

受付欄	経過欄

資料

- 1 医師、看護師、准看護師は、要綱第5条に示す乗務員と認めるものとする。
- 2 要綱第9条第1項に示す退院等を目的とした運行とは、下記に該当する場合をいう。
 - (1)退院のとき。
 - (2)医師により事前に入院日が指定されているとき。
 - (3)医師の指示による転院及び定期的な通院のとき。
 - (4)社会福祉施設、保養施設等への送迎のとき。
- 3 要綱第10条第1項第1号及び第10条第2項第1号の十分な緩衝装置とは、車両標準の緩衝装置でよいものとする。
- 4 要綱第10条第1項第2号及び第10条第2項第2号に示す換気装置等の指導については、標準装備の換気装置でもよいものとする。

患者室内に換気装置が設置されていない場合は、必要な時に窓を開け換気する事を指導するものとする。
- 5 要綱第10条第1項第3号に示す必要なスペースとは、通常業務が行え且つ心肺蘇生法の実施が可能なスペースをいう。
- 6 要綱第10条第1項第4号、第10条第2項第4号に示すストレッチャー及び車椅子等を確実に固定できる構造とは、ロックされた状態でストレッチャー及び車椅子等を引き出すことができず動かない状態をいう。